

指導力判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用の手続に関する規則(平成14年埼玉県教育委員会規則第3号)第3条第1項、指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則(平成20年埼玉県教育委員会規則第19号)第4条第2項及び第7条第2項の規定に基づき、指導力判定委員会(以下「判定委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「教員」とは、埼玉県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)の任命に係る教諭、助教諭及び講師をいう。

(所掌事務)

第3条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 市町村立学校の教員が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第1項各号に該当するかどうかを判定し、その結果に関し県教育委員会に意見を述べること。
- 二 次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項の見込みについて判定すること。
 - ア 市町村立学校の教員
免職し、引き続き県教育委員会が任命する常時勤務を要する職(以下「県教育委員会の職」という。)に採用すること。
 - イ 県立学校の教員
県教育委員会の職に転任すること。
- 三 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則第4条第2項及び第7条第2項の事務に関すること。
 - ア 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則第3条第1項の申請に係る教員が指導が不適切である教員に該当するか判定すること。
 - イ 指導が不適切である教員に該当すると判定した教員に対する研修の期間を判定すること。
 - ウ 指導が不適切である教員の認定等の手続等に関する規則第7条第1項各号に掲げる事項について判定すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、指導が不適切である教員の判定に係る事務に関し必要な事項
- 四 その他各号の判定に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第4条 判定委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

2 委員長は、市町村支援部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務部副部長及び県立学校部副部長（県立学校部県立学校人事課を所掌する者に限る。）の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(会議)

第5条 委員長は、判定委員会の会議を招集し、主宰する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 判定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 判定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第6条 判定委員会の会議は非公開とする。

(会議録)

第7条 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席及び欠席した委員の氏名

(3) 議決事項

(4) 議決における賛否の数

(5) その他必要な事項

2 会議録には、委員長及び出席した委員のうちから委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

(庶務)

第8条 判定委員会の庶務は、市町村支援部小中学校人事課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月26日から施行する。

この要綱は、平成17年1月27日から施行する。

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年9月27日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

別 表

退	職	教	員
(教育長が委嘱する者に限る。)			
弁	護		士
(教育長が委嘱する者に限る。)			
医			師
(教育長が委嘱する者に限る。)			
県内に居住する保護者			
(教育長が委嘱する者に限る。)			